

平成27年6月18日

総務教育常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

平成27年6月18日（木曜日）午前10時00分開会

---

出席委員（6名）

委員長 伊勢由典君

副委員長 小野幸男君

委員 阿部かほる君

曾我ミヨ君

鎌田礼二君

佐藤英治君

---

欠席委員（なし）

---

説明のために出席した職員

市長 佐藤昭君

市民総務部長 神谷統君

震災復興推進局長 荒井敏明君

震災復興推進局次長  
兼復興推進課長 鈴木康則君

市民総務部  
財政課長 末永量太君

市民総務部  
市民安全課長 伊藤英史君

教育委員会  
教育部長 菅原靖彦君

教育委員会教育部  
生涯学習課長  
兼生涯学習センター館長 本田幹枝君

副市長 内形繁夫君

市民総務部  
政策調整監 佐藤修一君

市民総務部次長  
兼総務課長 佐藤俊幸君

市民総務部  
政策課長 川村淳君

市民総務部  
税務課長 小林正人君

市民総務部  
総務課長補佐  
兼総務係長 武田光由君

教育委員会  
教育部次長  
兼教育総務課長 渡辺常幸君

---

事務局出席職員氏名

事務局長 安藤英治君

議事調査係主事 片山太郎君

議事調査係長 鈴木忠一君

会議に付した事件

議案第 48 号 塩竈市個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第 49 号 塩竈市市税条例の一部を改正する条例

議案第 50 号 東日本大震災による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する  
条例

議案第 52 号 塩竈市浦戸ステイ・ステーション条例

議案第 53 号 平成 27 年度塩竈市一般会計補正予算

議案第 55 号 工事請負契約の一部変更について

議案第 56 号 工事請負契約の締結について

議案第 57 号 工事請負契約の締結について

議案第 58 号 工事請負契約の締結について

議員提出議案第 7 号 塩竈市証人等の実費弁償に関する条例

請願第 4 号 「集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないこ  
と」を求める請願

午前10時00分 開会

○伊勢委員長 ただいまから総務教育常任委員会を開会をいたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るようお願いをいたします。また、撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力をよろしくお願いをいたします。

本日の審査の議題は、議案第48号塩竈市個人情報保護条例の一部を改正する条例、議案第49号塩竈市市税条例の一部を改正する条例、議案第50号東日本大震災による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例、議案第52号塩竈市浦戸ステイ・ステーション条例、議案第53号平成27年度塩竈市一般会計補正予算、議案第55号工事請負契約の一部変更について、議案第56号ないし58号工事請負契約の締結について、議員提出議案第7号塩竈市証人等の実費弁償に関する条例並びに請願第4号「集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないこと」を求める請願の以上であります。

これより議事に入ります。

まず、議案第48号ないし第50号、第52号及び53号、第56号ないし第58号を議題といたします。それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

本日、総務教育常任委員会のご審査をいただくに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件であります。塩竈市個人情報保護条例の一部を改正する条例外計9件でございます。各号議案につきましてはこの後それぞれ担当課長からご説明をいたさせますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○伊勢委員長 ありがとうございます。

市当局からの説明をお願いいたします。川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 それでは、私からは、議案第48号塩竈市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号8、市議会定例会議案資料をご用意いただければと思います。説明の都合上、初めに資料番号8の議案資料7ページないし8ページをお開きいただければと思います。

塩竈市個人情報保護条例の一部改正についてでございます。

初めに、7ページ、1の条例改正の趣旨についてであります。平成25年5月に公布されました行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に基づき、本年10月から個人番号の通知が行われ、平成28年1月から個人番号カードの発行と各種手続で個人番号の利用が開始されることとなっております。

この番号法が平成27年10月5日から施行されることに伴いまして、本市が番号法に基づき保有することとなります個人番号を含む個人情報である特定個人情報について、法に基づき個人情報の適正な保護を講じるため、所要の改正を行おうとするものであります。

2の主な改正内容でございます。改正内容は大きく3点でございます。

まず、(1)の個人情報の定義の変更でございますが、現行の個人情報保護条例上では事業を営む個人及び法人等の役員に関する情報は個人情報の定義範囲から除外する規定となっております。番号法上ではこれら事業役員情報についても個人情報の範囲に含めておりますため、本市条例におきましても法の規定に準じて事業役員情報を個人情報に含める改正を行おうとするものであります。

次に、(2)の定義の追加でございます。番号法において新たに定義されました特定個人情報及び情報提供等記録について、本市条例におきましても同様の定義を規定しようとするものでございます。

8ページにお移りいただければと思います。

次に、(3)の特定個人情報の保護に関しまして適正な取り扱いを確保するための規定の改正を行おうとするものであります。下の表に記載しておりますように、改正条項それぞれにおきまして番号法の規定に基づき特定個人情報等の利用の制限、提供の制限、開示の請求に係る手続関係、訂正した場合の通知関係、利用等の停止等の請求に関する関係、開示に係る他の法令との調整関係について、番号法に基づき適正な取り扱いを行うため所要の改正を行おうとするものであります。

3の施行期日についてであります。改正条例第1条に係る特定個人情報に関する規定につきましては平成27年10月5日から、改正条例中、第2条に係る情報提供等記録に関する規定につきましては、番号法附則に規定されております施行の日からとするものであります。

なお、同じ資料、資料番号8の1ページから6ページまで、こちらが条例の新旧対照表を記載いたしておりますので、ご参照賜ればと存じます。

本条例の改正によりまして番号法に基づく個人情報保護について適正かつ厳正に運用してまいりたいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○伊勢委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 それでは、私のほうから議案第49号塩竈市市税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げます。

資料番号5の平成27年第2回市議会定例議案の4ページと、あわせまして資料番号8、議案資料23ページをお開き願いたいと思います。説明の都合上、資料番号8の23ページでご説明させていただきます。

本条例の主な改正内容についてご説明させていただきます。

(1) 地方税法の改正による市たばこ税の特例の廃止でございます。これは平成27年度税制改正によりまして地方税法等の改正に伴い、本市市税条例の一部を改正するものでございます。市たばこ税のうち旧3級品、エコー、わかば、新星、ゴールドンバッド等の製造たばこに係る税率はこれまで約半分に軽減されている特例措置が行われておりましたが、平成31年4月1日でこの特例が廃止され、こちらの表に記載のとおり平成28年4月1日から平成31年3月31日までの期間、経過措置が講じられる内容となっております。施行につきましては、平成28年4月1日からとなっております。

次に、(2) 津波被害区域を対象とする固定資産税、都市計画税の減免でございます。津波被害区域を対象とする固定資産税、都市計画税の課税免除につきまして、国の制度が平成26年度で終了となりましたので、平成27年度につきましては本条例を改正し、従来の課税免除区域の減免を実施するものでございます。

減免区域につきましては、土地、家屋の利用状況等を勘案し、復興事業により土地利用が制限される海岸通、北浜、港町、藤倉地区のほか、浦戸地区の一部につきまして区域を指定し、全額課税免除を継続し、その他の津波被害区域は2分の1の減免を行うもので、平成27年度からの適用となります。

また、減免する区域につきましては、大変恐縮でございますが、同じ資料の28ページをお開き願います。

28ページですが、こちらの内容につきましては本土分の減免区域を示しており、ピンクの区域が全額減免、ブルーの区域が2分の1の減免の区域を示しております。また、浦戸地区に

つきましては、次のページ、裏面の29ページにピンクの区域を示しておりますが、こちらのほうが全額課税免除をする予定となっております、前年度と同様の区域となっております。

大変恐縮ですが、23ページにお戻り願います。

次に、下段の（3）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法の施行に伴う関係規定の整備でございます。番号法の施行に伴い、個人番号及び法人番号の指定通知が実施されますことから、住民税、法人市民税の申告書及び各種減免の申請書の規定の整備を行うもので、この法律は平成28年1月1日からの施行となります。

なお、同じ資料番号8の9ページから22ページまでにつきましては、今回の改正する内容の新旧対照表を記載しております。あわせて、先ほど述べました資料番号5の4ページから13ページには本条例を改正する内容の条例案を示してございますので、よろしくお願いたします。

続きまして、議案第50号東日本大震災による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

資料番号8の27ページをお開き願います。

1の概要でございますが、東日本大震災による被災者で、市税、市民税、固定資産税、都市計画税の納税義務のある方に対しまして、平成23年度から平成26年度までの間減免を行ってまいりましたが、平成27年度につきましても平成26年度と同様、減免を実施しようとするものでございます。

2の減免額及び減収額の表に平成23年度から平成27年度見込みまでの減収・減免額の記載がございます。表の一番右の欄、平成27年度の条例減免について税目別にご説明させていただきます。

個人市民税につきましては、半壊以上の家屋の損害の程度及び所得金額に応じた減免で1億6,300万円、法人市民税につきましては、津波被害区域の法人の均等割の減免で221万円、また、固定資産税、都市計画税につきましては、家屋、土地、償却資産の損害程度に応じた減免で、固定資産税が5,013万円、都市計画税で1,086万円の減免を実施するものでございます。

この条例による減免につきましては、県内では23年度以降継続して実施しているのは塩竈市のみでございまして、27年度も引き続き実施すべく今回の条例改正を提案させていただくものでございます。

また、表の27年度の減収額につきましてもご説明させていただきます。

下の表の米印のところに記載してございますが、個人市民税につきましては確定申告に基づく雑損控除による額で2,700万円、固定資産税、都市計画税につきましては、先ほどご説明いたしました議案第49号の津波被害区域の減免額で、固定資産税で1億3,188万円、都市計画税で3,063万円の減免を実施するものでございます。

したがいまして、平成27年度の減収・減免額は4億1,572万円となり、塩竈市が実施した平成23年度から平成27年度までの5年間で30億5,906万円の減収・減免額を行っております。

また、同じ資料番号8の24ページから26ページにつきましては、東日本大震災による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部改正の新旧対照表を記載しております。また先ほどご用意していただきました資料番号5の14ページから15ページにつきましては、同じく条例の改正案を示しております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。税務課からは以上でございます。

○伊勢委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 それでは、私からは議案第52号塩竈市浦戸ステイ・ステーション条例についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号5の市議会定例会議案及び資料番号8、市議会定例会議案資料をご用意いただければと思います。初めに、説明の都合上、資料番号5、議案の17ページをお開きいただければと思います。

議案第52号塩竈市浦戸ステイ・ステーション条例の項目でございます。

本条例でございますが、現在浦戸桂島地区と寒風沢地区で整備を進めております浦戸ステイ・ステーションにつきまして、完成後の施設供用に向けて施設の設置及び運営に関する基本的な事項につきまして、新たに条例を設け、規定をしようとするものでございます。

条文の全体では11条から構成しております。

17ページ上段にございます第1条、設置に関しまして、その第2項では寒風沢、桂島に設置いたしますステイ・ステーションの名称及び位置を規定してございます。

第2条から第3条につきましては、休館日、使用時間について規定している内容となっております。

また、第4条から第6条までは使用に関します許可、制限、取り消し等の手続面で規定をしている内容となっております。

恐れ入りますが、18ページをお開きいただければと思います。

第7条及び第8条、第9条まで、こちらは使用料に関する規定となっておりまして、減免、返還等の手続等について規定した内容となっております。

第10条では損害賠償に関する規定、第11条では規則への委任ということによって定めている内容となっております。

この条例に係ります浦戸ステイ・ステーションの設置の概要につきましては、恐れ入りますが資料番号8の議案資料にてご説明を申し上げたいと思います。議案資料33ページないし34ページをお開きいただければと思います。

浦戸ステイ・ステーションの設置についてでございます。

まず、1の設置目的でございます。旧浦戸第一小学校と旧浦戸第二小学校を漁業体験従事者が宿泊できる施設として整備することで、新たな漁業従事者や島づくりの担い手を確保することを基本としながら、浦戸での市民の交流活動を促進しようとするものでございます。

設置場所につきましては、表に記載しておりますとおり寒風沢地区、桂島地区の2カ所に開設してまいります。

3の施設概要でございますが、開館時間につきましては午前9時から午後9時までを基本とし、年中無休の開館を行ってまいります。(3)の利用料につきましては、野々島にあります宿泊研修施設である浦戸諸島総合開発センターの使用料を参考にし、設定してございます。施設1階の多目的室及び体育館、2階の宿泊施設について、表に記載しております時間区分に応じた使用料を設定いたしてまいりたいと考えてございます。

次のページ、34ページの4でございますが、施設の利用形態につきましては、施設目的の漁業等の就業希望者の宿泊研修時の利用を基本としながら、幅広い市民の方の交流活動にご活用をいただきたいと考えているところでございます。

5の施設の管理運営につきましては、運営を軌道に乗せていくための開設当初の体制づくりが非常に重要でありますことから、島民の方々のご理解のもとで復興応援隊制度を活用した管理運営を行ってまいりたいと考えてございます。

なお、(2)の施設の管理運営経費、(6)の事業費及び財源内訳につきましては、後ほど一般会計補正予算の中でご説明を申し上げます。

最後に、7の今後のスケジュールでございます。本年8月に施設を竣工させながら、11月からの供用開始に向けまして準備作業等を進めてまいり、開館に向けて進めてまいりたいと考えてございます。

本施設を核としながら、島民の方々と一体となって島づくりの担い手育成、交流人口の拡大を目指してまいりたいと考えてございますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○伊勢委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 では、財政課から総務教育常任委員会に付託されました内容をご説明申し上げます。

まず、議案第53号塩竈市一般会計補正予算につきまして、財政課所管分をご説明申し上げます。説明の都合上、歳出からご説明いたします。

恐れ入ります、資料No.7、平成27年度塩竈市一般会計・特別会計補正予算説明書、資料No.7の7ページ、8ページをお開きください。

1款1項1目の議会費、500万円の追加補正でございますけれども、8ページの右端にございます事業内訳の欄をごらんください。1つは議会調査事務といたしまして200万円、もう一つは議会運営事務といたしまして300万円の内訳となっております。

議会調査事務につきましては、塩竈市議会が東日本大震災復旧・復興調査特別委員会に対しまして、地方自治法第100条第1項及び第10項に規定されております調査権を付与いたしましたことに伴いまして、その調査活動費を予算化するものでございます。8ページにございますとおり、8節の報償費の弁護士謝金から14節使用料及び賃借料までの各節におきまして、調査活動のための予算を計上しておるものでございます。

また、議会運営事務につきましては、市議会のケーブルテレビ中継につきまして、番組枠の有料化に伴い放送業務委託料を予算化するものでございます。13節の委託料のうち議会放送業務委託料300万円を計上しております。

次に、同じ資料の9ページ、10ページをお開きください。次のページでございます。

2款1項6目の財産管理費3,400万円の追加補正でございますが、これは市内各所でございます市所有地の擁壁やのり面が崩れかけていたり、樹木が枯れて倒木のおそれがある箇所につきまして、隣接する市民の財産に対してご迷惑をおかけしないよう、これから到来いたします梅雨の長雨や台風の時期までをめぐりに保全対策を行うものでございます。樹木剪定伐採委託料としまして410万円、保全工事費としまして2,990万円を計上しております。また、工事箇所の一部が土砂災害危険区域に指定されておりますことから、財源としまして地方債、防災対策事業債の充当を見込んでおります。

次に、歳入につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、同じ資料の3ページ、4ページをお開きください。

ページ中段の10款1項1目地方交付税7億2,298万7,000円ではありますが、説明欄にありますとおり震災復興特別交付税を計上しております。本6月定例会に計上しております震災復興交付金事業や災害復旧事業の地方負担額及び市税の減免措置に伴います減収分の補填として充当しておるものでございます。

次に、5ページ、6ページをお開きください。

18款1項1目財政調整基金繰入金6,156万8,000円ではありますが、6月補正予算に係ります所要一般財源を財政調整基金から繰り入れするものであります。今回の補正では市所有地保全事業や広域火葬場運営負担事業、健康増進事業、議会運営事務などに充当しておるものでございます。

また、同じページの最下段、21款1項1目の総務債990万円の新規計上でございますが、これは前段、歳出のところ説明申し上げました市所有地保全事業の財源としまして防災対策事業債990万円を計上するものでございます。

恐れ入ります。資料No.6の平成27年度塩竈市一般会計・特別会計補正予算の4ページをお開きください。

第3表地方債補正の1項目めにございますとおり、防災対策事業債を今回追加するものであります。

財政課からは説明は以上でございます。

○伊勢委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 議案第53号平成27年度塩竈市一般会計補正予算に係る市民安全課の計上内容をご説明させていただきます。

最初に、コミュニティ助成事業につきましてご説明申し上げます。本事業は2款の総務費と9款の消防費に計上しておりますので、まず資料番号7、塩竈市一般会計・特別会計補正予算説明書でそれぞれの計上内容をご説明申し上げます。

最初に、9ページ、10ページをお開き願います。

2款1項7目の企画費に、右側の事業内訳の中の市民活動推進費650万円を計上しており、これは隣の説明欄にありますコミュニティ助成金として19節負担金、補助及び交付金650万円を補正するものでございます。

また、同じページの2款1項12目の諸費に、事業内訳の集会所関係費1,220万円を計上しており、これは説明欄にありますコミュニティセンター助成金として19節負担金、補助及び交付金1,220万円を補正するものでございます。

9款の消防費につきましては、同じ資料の19ページ、20ページをお開き願います。

9款1項3目の防災費に、右側の事業内訳の防災対策事業210万円を計上しており、これは説明欄にあります自主防災組織育成助成金として19節負担金、補助及び交付金210万円を補正するものでございます。

では、事業概要をご説明いたしたいと思っておりますので、資料番号8、議案資料の46ページのコミュニティ助成事業についてをお開きください。

1の事業概要にもありますように、この事業は自治総合センターが町内会等のコミュニティ活動に寄与する事業に対して助成するものでございます。

2の平成27年度助成事業ですが、本年度は今年の10月に申請いたしまして、ことしの4月に助成団体と助成額が決定しており、その内容を（1）助成事業の内容と（2）助成団体の表に整理しております。

まず、①の一般コミュニティ助成は、コミュニティ活動に必要な設備を対象といたしまして、助成団体につきましては下段（2）の表のとおり、みのが丘地区町内会の230万円のほか、2団体で計650万円となっております。

次に、②のコミュニティセンター助成事業は、コミュニティ活動に必要な集会施設の建設等を対象とし、助成団体は野田第一町内会の1,220万円となっております。

最後に、③の地域防災組織育成助成事業は、自主防災組織が行う災害被害防止活動などに必要な防災資機材を対象といたしまして、助成団体は芦畔町内会自主防災会の110万円のほか、1団体の計210万円となっております。

以上、6団体に対する2,080万円が交付決定されております。

では、財源となる歳入についてご説明申し上げますので、恐れ入りますがもう一度資料番号7、塩竈市一般会計・特別会計補正予算説明書の5ページ、6ページをお開き願います。

20款4項6目の雑入にコミュニティ助成金として2,080万円を計上しており、これは先ほどご説明いたしました6団体に交付する歳出補正予算と同額となっております。

コミュニティ助成事業については以上でございます。

続きまして、新斎場建設に係る負担金についてご説明申し上げます。

同じ資料番号7、補正予算説明書の13ページ、14ページをお開き願います。

4款1項4目の環境衛生費に、右側の事業内訳の広域火葬場運営負担事業1,835万6,000円を計上しており、これは隣の説明欄にもあります塩釜地区消防事務組合、塩竈斎場管理負担金として、19節負担金、補助及び交付金に1,835万6,000円を補正するものでございます。

では、補正予算等の内容につきまして、資料番号8、議案資料の50ページ、新斎場の建設に係る負担金についてでご説明申し上げます。

1の概要でございますが、新斎場の移転候補地として利府町赤沼字丹波沢が選定されておりました、その後の塩釜地区消防事務組合による地権者や付近の住民に対する説明会を踏まえ、今年度は新斎場建設調査業務などを行うことといたしております。斎場に係る事業費は塩釜地区消防事務組合を構成する二市三町で負担することとなっておりますことから、本市の負担金について補正しようとするものです。

2の平成27年度の新斎場建設に係る事業でございますが、表にございますとおり住民代表者懇談会設置及び新斎場建設調査業務に取り組むこととしております。

3の二市三町の負担金については、塩釜地区消防事務組合同規約によりまして、新斎場建設に係る事業費の半分を人口割、残りを均等割で算定された額をそれぞれ二市三町が負担することとしておりますことから、各市町のそれぞれの負担額は表のとおり示してございます。本市の場合、本年度は当初予算でお認めいただきました建設基金積立金4,111万5,000円及び住民代表者懇談会設置費として74万4,000円に、今回補正予算を計上しております新斎場建設調査等業務の事業費1,835万6,000円を加え、本年度の新斎場に係る負担金は6,021万5,000円となり、その財源につきましては4の事業費及び財源内訳に記載のとおり全て一般財源となっております。

以上、市民安全課の補正予算につきましてはご説明申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○伊勢委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 私からは、議案第53号平成27年度塩竈市一般会計補正予算のうち政策課所管に係る内容につきましてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが資料番号7、一般会計補正予算説明書の9ページないし10ページをお開きいただければと思います。

第2款第1項第7目企画費におきまして、浦戸地区集落再生促進施設運営事業につきまして、

前段にご説明申し上げました施設の設置条例案のご審議をお願いいたしております桂島と寒風沢に開設いたします浦戸ステイ・ステーションの維持管理、運営に係る事業費504万8,000円を計上いたしましたものでございます。

その内訳といたしましては、まず施設の光熱水費等の維持管理経費として、事業費で239万5,000円、電話代等の役務費といたしまして149万8,000円、清掃業務、施設設備点検業務等に係る委託料といたしまして112万5,000円、あと放送受信料に係る使用料賃借料として3万円を計上させていただいた内容となっております。

次に、この事業費に対します歳入予算についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、同じ資料の3ページないし4ページをお開きいただければと思います。

下段のほうにございます第13款第1項第1目総務使用料、第2節浦戸ステイ・ステーション使用料といたしまして102万9,000円を計上いたしましたものでございます。これは施設の宿泊利用、貸し館利用の際に使用料を計上いたしました内容となっております。

本施設の整備を1つの核としながら、将来に向けての浦戸の定住促進、浅海漁等の後継者育成、島の担い手の確保に結びつけてまいりたいと存じております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○伊勢委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 それでは、続きまして市民総務部総務課から議案第53号平成27年度一般会計補正予算のうち、総務課所管の分につきましてご説明を申し上げます。

私からも同じく資料番号7の補正予算説明書並びに8の議案資料でご説明申し上げたいと思います。

まず、資料番号7、補正予算説明書の15ページ、16ページをお開きいただきたいと思います。説明の都合上、歳出からご説明させていただきます。

5款労働費1項労働諸費1目労働諸費といたしまして、16ページの事業内容欄にございます重点分野雇用創造事業のうち、震災対応等臨時職員分といたしまして3,072万6,000円を計上してございます。内訳といたしましては、1節報酬として非常勤職員報酬2,199万7,000円、4節共済費といたしまして社会保険料等434万9,000円、7節賃金といたしましてパート賃金373万8,000円、11節需用費といたしまして消耗品費で64万2,000円となっております。

続きまして、この事業の歳入についてご説明申し上げます。

同じ資料の5ページ、6ページをお開きいただきたいと存じます。

15款県支出金2項県補助金4目労働費県補助金1節労働諸費補助金といたしまして3,950万円を計上してございますが、そのうち説明欄に記載のとおり、震災対応臨時職員分といたしまして3,072万6,000円を計上しているところでございます。

続きまして、事業の概要につきましてご説明いたしますので、恐れ入りますが資料番号8の議案資料51ページをお開きいただきたいと思えます。

1の事業概要といたしましては、東日本大震災による被災地の復興、雇用対策としまして、平成23年度に重点分野雇用創造事業の1つとして、震災等緊急雇用対応事業が創設されまして、平成26年度までの時限措置として実施されてきたところでございます。しかしながら、被災地の復興、雇用の回復にはなお時間を要しているという判断から、国におきましては状況が特に厳しい地域につきまして震災等対応雇用支援事業に名称を変更いたしまして実質的な事業拡充と期間の延長がなされるということとなったところでございます。

制度といたしましては、2の事業期間につきましては、ただいま申しました状況が特に厳しい地域と認められました宮城、岩手、両県の沿岸部及び福島県に限り平成27年度末までとなっております。

なお、制度としましては最長で1年の事業が認められるということになりますので、27年度末までに開始したものにつきましては28年度末までが可能というふうになってございます。

また、3の条件といたしましては、①事業の対象となる失業者は岩手、宮城及び福島県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者または当該地域に居住していた求職者であることを初め、記載の4項目というふうになってございます。

次に、本市で実施予定の事業といたしましては、4の実施事業に記載のとおりでございますが、市民総務部の所管といたしましては震災対応等臨時職員といたしまして、例えば災害公営住宅入居事務を初めとします震災関連事業のための事務補助等の臨時職員としまして28名を雇用する内容というふうになってございます。

5の財源につきましては先ほど歳入の部でご説明しましたとおり、全額県支出金というふうになってございます。

総務課所管分につきましては以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○伊勢委員長 本田生涯学習課長。

○本田教育部生涯学習課長 続きまして、同じく議案第53号平成27年度一般会計補正予算のうち

生涯学習課所管の部分につきましてご説明申し上げます。

お手元に資料No.7、資料No.8をご用意願います。こちらからは歳入からご説明したいと思います。

初めに、資料No.7、5ないし6ページの上段の表をごらんください。

歳入といたしまして、15款県支出金3項委託金4目教育費委託金2節社会教育費委託金4,917万2,000円を塩釜海岸朴島海岸埋蔵文化財本調査業務委託金として計上してございます。

続きまして、歳出でございます。同じ資料の21ページないし22ページをお開きください。

第10款教育費4項社会教育費1目社会教育総務費に埋蔵文化財（朴島）発掘調査事業費として歳入と同額の計4,917万2,000円の歳出を計上しております。

この事業につきまして事業概要をご説明申し上げますので、恐れ入りますが資料No.8の54ないし55ページをごらんください。

1、概要でございます。今回の事業につきましては、宮城県仙台土木事務所が所管する防潮堤復旧工事（朴島）の施工箇所につきまして、埋蔵文化財が存在する可能性が認められましたため、当該復旧工事前に文化財保護法の規定に基づく発掘調査を実施するものでございます。

2の防潮堤復旧事業に伴う発掘調査の必要性につきましては、埋蔵文化財包蔵地である地区において工事を行おうとするときは、文化財保護法の規定に基づき事業者が教育委員会に係書類を提出し、当該書類を確認の上、教育委員会で試し掘りを行うこととされております。平成26年1月、県仙台土木事務所から朴島の防潮堤復旧工事に着手したい旨の申し出があり、事前協議の埋蔵文化財かわり協議書が提出され、同年3月、県文化財保護課立ち会いのもと、施工箇所につきまして試掘調査を行いましたところ、製塩土器片が確認されましたため、平成27年2月、防潮堤復旧工事は地盤改良等を伴う工事であり、それにより埋蔵文化財が破壊されるおそれがある旨を県教育委員会に進達しましたところ、同月、工事着手前に発掘調査、記録保存を実施するよう通知がございました。

3の発掘調査の方法ですが、発掘調査は海浜の近くにありまして湧き水も多いことから、調査の前段、事業主体である県仙台土木事務所が環境整備を行います。本調査では重機、手作業で掘削し、測量、写真撮影を行います。これら発掘調査に要する費用は原因者負担となるため、防潮堤復旧事業の事業主体であります宮城県が負担いたします。

4の発掘調査対象箇所につきまして、55ページ上段の地図の四角で囲んだ部分の予定でござ

います。

5、今後のスケジュールでございます。補正予算をお認めいただきましたら、必要な事務手続を進め、合同で調査する県文化財保護課との日程調整を行った上、準備を進め、8月を目途に調査を開始してまいりたいと考えております。

どうぞよろしくご審議賜りますようお願いいたします。生涯学習課からは以上でございます。

○伊勢委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 税務課からは、議案第53号平成27年度塩竈市一般会計補正予算の税務課関連についてご説明申し上げます。

資料No.7の一般会計補正予算説明書の3ページ、4ページをお開き願います。

歳入についてご説明させていただきます。今回お願いする歳入の補正予算につきましては、先ほどご説明いたしました議案第49号津波被害区域を対象とする固定資産税、都市計画税の減免と、議案第50号で提案しております東日本大震災による土地、家屋の損害程度に応じた条例による市民税、固定資産税、都市計画税の減免によるものでございます。

内容といたしまして、3ページの上段に補正額の欄からご説明いたしますと、1款1項1目個人市民税で1億9,000万円の減額、2目法人市民税で221万1,000円の減額、2項1目固定資産税で1億8,201万2,000円の減額、5項1目都市計画税で4,149万7,000円の減額となっております。1款の市税全体で4億1,572万円の減額補正を行うものでございます。

なお、財源につきましては先ほど財政課でご説明しましたが、震災復興特別交付税で補填される内容となっております。

また、各税目の詳細な内容につきましては先ほどもご説明いたしました、資料番号8の27ページに記載されております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○伊勢委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 続きまして、財政課から議案第55号の工事請負契約の一部変更及び議案第56号から58号までの工事請負契約の締結につきましてご説明いたします。

資料No.5の塩竈市定例会議案と資料No.8の議案資料で説明いたします。恐れ入ります、資料No.5の20ページをお開きください。

まず、議案第55号であります、これは昨年12月の平成26年第4回塩竈市議会定例会におきまして議決を受けました浦戸地区集落再生促進施設整備工事につきまして、工事内容を一部

変更しようとすることから、議会の議決を求めるものでございます。

4の契約金額につきましては、現契約金額2億8,080万円を3億1,212万円に変更し、3,132万円の増とするものでございます。具体的な工事の概要につきましては、後ほどほかの案件と合わせまして一括してご説明いたします。

次に、議案第56号であります。隣の21ページをごらんください。

1の工事名は、27-復・交 新浜地区漁業集落防災機能強化（その1）工事であります。この工事は、平成26年度の東日本大震災復興交付金を受けて実施いたします新浜地区の道路の舗装及び排水の整備でございます。

3の契約の方法でございますが、単体企業でも特定建設工事共同企業体でも入札に参加できます混合型一般競争入札で行っておりまして、去る4月28日に公告を行いましたところ、単体企業の5社から参加申し込みがあり、5月22日に入札を執行いたしました結果、東亜道路工業株式会社多賀城出張所が6億1,560万円で落札し、5月27日に仮契約を締結したものでございます。入札回数は1回で、落札率は80.77%でございました。

次に、議案第57号であります。22ページをお開きください。

1の工事名は、27-復・交 藤倉2号雨水幹線・汚水枝線築造工事であります。この工事は、藤倉二丁目地区の区画整理事業と連動して実施します雨水幹線及び汚水枝線の下水道整備事業でございます。

3の契約の方法であります。一般競争入札で行っておりまして、去る4月28日に公告を行いましたところ、2社から参加申し込みがあり、5月22日に入札を執行した結果、ライト工業株式会社東北統括支店が4億3,200万円で落札し、5月27日に仮契約を締結したものであります。入札回数は3回で、落札率は99.33%となっております。

次に、議案第58号であります。23ページをごらんください。

1の工事名は、27-復・交 北浜地区復興土地区画整理事業基盤整備工事であります。この工事は、北浜地区の区画整理事業に伴います道路舗装や排水、地盤改良、宅地造成のための工事請負契約でございます。

3の契約の方法であります。一般競争入札で行っておりまして、去る4月28日に公告を行いましたところ、2社から参加申し込みがあり、5月22日に入札を執行した結果、株式会社千葉鳶が3億1,320万円で落札し、5月27日に仮契約を締結したものであります。入札回数は1回で、落札率は99.55%となっております。

それでは、工事の概要についてご説明いたします。恐れ入りますが、資料No.8の60ページをお開きください。

まず、議案第55号であります。浦戸地区集落再生促進施設、いわゆる浦戸ステイ・ステーションの整備工事の一部変更でございます。これは、工事着工後に実施いたしました現地調査によりまして当初見込んでいた補修箇所が大幅にふえましたほか、予算執行残を活用して屋根の改修工事等を追加することにより、工事費及び工期の変更を行うものでございます。

60ページは寒風沢の旧浦戸第一小学校の工事内容を図で示したものでございまして、主なるものを申し上げますと、資料上段中央のクリーム色、赤枠の体育館の南側外壁につきまして、改修範囲を全面に変更するもの、下段の茶色の部分、体育館の屋根につきましては、カバー工法で全面改修をするものでございます。

また、旧校舎では、ページ上段の右側の表にございましており、クラックや浮き部の補修、欠損補修など、数量を増加して実施しますとともに、内部におきましてもクラック補修や欠損補修を新たに実施するものでございます。

また、下段右側の茶色の部分、木造附属棟につきましては、土台や柱が腐食しておりますことから、部材の交換等を行うものでございます。

恐れ入りますが、ページをおめくりいただきまして61ページをごらんください。

こちらは桂島の旧浦戸第二小学校でございます。こちら先ほどと同様に旧校舎等につきまして、資料中央のグレーの表にありますとおり、外壁及び内部補修を行いますほか、左上の図で示しております屋上防水改修等を行い、資料下段中央にございまして木造附属棟の部材の交換や屋根の改修を行う予定であります。

次に、議案第56号であります。次の62ページをお開きください。

この工事は、東日本大震災復興交付金事業の基幹事業として、新浜地区におけます道路整備及び排水施設、側溝の整備を行うものでございまして、平面図に示しておりますとおり、東西及び南北に延びております新浜町大通線と図の下のほうにございまして細かい路線、ちょうどCとC'を結ぶラインが交差している路線でございますけれども、ここの新浜町22号線を整備するものでございます。

新浜町大通線は、路線延長が1,716.25メートル、幅員が27.5メートルから28メートルであり、新浜町22号線につきましては、路線延長が127.7メートル、幅員は5.7メートルでございます。

新浜町地区は震災後の地盤沈下によりまして大雨時や高潮時の際、しばしば道路冠水が発生

しておりますことから、本事業の実施により排水機能の強化を図るものでございます。

次に、議案第57号であります、64ページをお開きください。

この工事は、下水道事業特別会計における東日本大震災復興交付金の基幹事業でございます。藤倉二丁目地区の区画整理事業区域内で実施いたします雨水幹線及び汚水枝線の下水道整備でございます。この図の右下にございます交差点、いわゆるグレーチング交差点とされていますが、ここから新浜町杉の下線を西側に二重線で延びている部分が雨水幹線でございます。この二重線から途中で縦方向に延びている一重線の1本の線が汚水枝線でございます。

雨水幹線につきましては、口径が2,000ミリから1,800ミリ、延長は140.8メートルでございます。交差点付近では推進工法で進める予定ですが、そのほかの西側につきましては、周辺宅地への振動の発生などを避ける目的から、通常の土どめ工法ではなく、安定器を使って土どめをします沈理工法によって進める予定でございます。

また、汚水枝線につきましては、口径が200ミリ、延長は174.8メートルでございます。雨水幹線と同じく沈理工法で行う予定でございます。

次に、議案第58号でございます、66ページをお開きください。

この工事は、北浜地区復興土地区画整理事業特別会計におけます東日本大震災復興交付金事業の基幹事業でございます。北浜地区の区画整理事業に伴います道路舗装や道路排水、地盤改良、宅地造成のための整備事業でございます。

道路部分につきましては各ブロックを囲んでおります直線部分でございます。道路舗装が8,680平米、道路排水、これは側溝と集水柵の設置でございますけれども、延長が2,800メートルでございます。また、図の北東方向、右上の斜線部分が地盤改良工でございます。ペーパードレーン工及びサーチャージ盛り土工により行うものでございます。そのほか、黒塗りになっているところが宅地造成工でございます。盛り土整地工により整備をする計画となっております。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○伊勢委員長 ご苦労さまでした。

これより質疑を行います。

各委員のご発言をよろしくお願いたします。曾我委員。

○曾我委員 議案第48号塩竈市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてお伺いします。

議案資料No.8の7ページから聞いていきたいというふうに思います。

今回の個人情報保護条例というのは、今の塩竈市の個人情報保護条例があるわけですが、この条例の一部を改正しなければならなくなったと。それはどうしてかということ、国の番号法に基づいて、それに基づいて塩竈市の条例を改正しなければならなくなったというふう聞いたわけですが、実際に本会議場でもこの保護条例が設置されて、改正されて、本当に個人情報が守られるのかという質疑があったわけですが、そのときにちょっと私はこういう機械類は得意ではないのですが、今実際に塩竈市の役所の中で税務課とか、あるいは介護保険課とか、それぞれの部署にあるそれらの端末の関係と分離されるのだと、中間サーバーが分離されるから守られるんだということで聞いたわけですが、もう少しせつかくですから、その状況についてお伺いしながら、この条例との関係を深めていきたいと思います。

○伊勢委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 それでは、今回の個人番号導入に係りましてシステム面でのセキュリティがどうなっているかという面をご説明申し上げたいと思います。

まず、住基情報、税情報ですとか、さまざまな個人情報を扱うシステムに関しましては、L G W A N と呼ばれます専用回線を使用して情報のやりとりが行われてございます。これは通常職員がデスクで使っております、いわゆるインターネット回線とつながるものとは別回線という中で、制御された中で運用されているというのが実態でございます。

あと、機器の構成としまして、通常デスクにあるパソコンではなく、その専用のパソコン、システム専用のパソコンで個人情報を取り扱っているという厳密な運用を行ってございます。

また、そのシステムにアクセスする場合には、カードであったり、あるいは暗証番号、あるいは使用する者を特定する等、厳密な運用を行っているという状況になってございます。

番号法が導入された後も、この運用自体は変わってまいりません。今までどおりの運用という形になってまいります。

あと、今回中間サーバーということで番号法に対応する機器を導入いたしますが、こちらはこの中間サーバーに保管されたものにつきましては、例えばなんですけれども、国のほうでそれを一括管理できるような仕組みではなく、それぞれの自治体で保有します中間サーバーのほうにしか保管をされないという形になってまいりまして、国のほうで集中的に管理するという内容でなく、個々個別のシステムの中で保管される仕組みになってございます。

また、情報提供がされる場合には、その中間サーバーから情報を直接するのではなく、暗号

化とか符号化がされた中でセキュリティー対策をとっているというような、さまざまな仕組みの中で個人情報が漏えいしないようなシステムを構築すると、全体的に構築するという内容になっているものがございます。

機器、システム関係については以上でございます。

○伊勢委員長 曾我委員。

○曾我委員 なかなかわからないのですが、分離されるというふうな話をしておりました。具体的に主な改正内容の（１）で、個人情報の定義の変更の中で、事業役員情報も個人情報として扱っていくと。これが条項に今度新しく盛られたわけですね。これについては結局会社員が、私が会社員だとしますと、その勤めている会社に雇用保険もありますし、それから源泉徴収票とか、いけばありますよね。会社に勤めていれば。それらの関係で個人の番号を会社に出すと。その事業者はその番号をもとにして、100人の社員がいれば100人の社員の源泉徴収票とか保険料とか、そういうものを計算しますでしょう。年金とか。結局事業所が関知しなければならないということになりますよね。それらはどういうふうにつながってくるんですか。

○伊勢委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 今回の番号法に基づきまして、今曾我委員からお話ございましたように、法人でも各種手続の中で個人番号を利用していくような形になってまいります。その法人から例えば源泉徴収票であるとか年金関係ですとか、そういうような手続で得た情報につきましては、それぞれの所管する機関におきましてこの番号法に基づいた、先ほど申し上げましたような制度面、セキュリティー面を整えながら管理をしていくという形になってまいります。

今回、法人事業者情報に関しましては、これは例えばなんです、法人の役員関係の方についても個人番号が付された形で出てまいりますので、その際にその個人番号が付された役員情報であったり、あるいは事業所に関連して個人番号、個人の氏名等が出てきた情報を本市の条例の個人情報保護の対象にしていくという枠組みに拡大した内容というふうになってございます。以上でございます。

○伊勢委員長 曾我委員。

○曾我委員 その会社に提出された番号を塩竈市も管理していくということになるんでしょう。

1つはその会社自体が、誰が管理していくかわかりませんが、そういう機器を置いて管理す

るということは、私、曾我ミヨの個人番号の会社のある人物が知ることができるわけですね。例えばその会社がずっと100年も続けばいいですけども、途中でその会社が廃業したりとか、あるいは倒産したりしたときに、私自身の社員の番号はどのように処理されるかということは明確に決まっているんですか。

○伊勢委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 事業所等で社員等の個人番号等、さまざまな手続で取得していく形になりますが、これは基本、事業所での管理を行っていくというのが基本となっております。また、制度の中身といたしましては、その取得した個人情報については何年間かたったら廃棄をしていくというような管理面も含まれてございまして、それぞれの事業所におきまして法に基づく適正な、法に遵守した管理を行っていく、また情報セキュリティの面でも制度を構築していくという内容になってございます。

○伊勢委員長 曾我委員。

○曾我委員 つくるときも政府も本当にセキュリティもきちっとして漏えいしないようになるというふうに散々言うわけですけども、実際に年金機構から125万件のあれが流出したというふうなことも起きています。やはり事業所で管理されるというのも、例えば塩竈市内の事業所さんがそういったノウハウを持って、機械を設置してやれるのかと。

しかも、これがさっき言った自治体は自治体で管理されると言っているけれども、政府が狙っているのは違うんですね。全国民の番号を一括管理するということを述べているんです。段階的にはしていくんですけどもね。そういうときに塩竈市でこの条例をつくったから大丈夫だと言えるかという、国のほうは全国の国民の、特に年金が一番多いというふうに言われていますけれども、そういうものを一括管理されるということは、やはり私たちが責任持って、今の川村課長が責任持ってそれを何か起きたときに責任とっていただくのかどうかわかりませんが、今の国の中で年金が漏えいしたって誰一人責任とっていませんよ。その先をどうするのかと。どこまで流れているかということも全然調査されなくて、そして、その反省も立たないまま今回のこの各自治体に来年から始まるから条例をつくれということで形上の国に基づいた条例をつくっていらっしゃるんだと思いますけれども、私は非常にまだまだ不十分だと。事業所も不十分だし、前回も言いましたけれども、塩竈市民がこの番号制度になるということをはほとんど懇談会に行きましてもわかっておりません。こういう中で急いでこういった条例を、条例をつくれれば保護条例だからいいようには思いますけれども、

これで守られるというふうにはっきりと言えるものではない。

実際に世田谷のほうでもこの個人情報保護委員会なるもの、第三者の点検委員会が開かれていることがちょっとインターネットで載っておりますけれども、やはり国と自治体との関係がまだまだ不十分だと。このまま実施するのは大変危険だということを述べている自治体もございます。そういうことを申し上げて、私はこれは急ぐべきではないというふうに申し上げておきたいと思います。以上です。

○伊勢委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 今、曾我委員のほうからもいろいろ出ましたけれども、責任とか完璧というのは非常に私は見えない犯行、犯罪という中で、今いろいろな国家でもこの問題は非常に難しい中でありますので、そういう中で私はこれは完璧ということはないと思います。ただ、個人情報保護条例の改正によって、マイナンバーによっていろいろな意味でこれまでの行政の効率化とか、あるいはまたスピーディーということが出てくるということでは、私は前回の協議会でも評価しております。

そういう中で、塩竈市もこの改正を通す中で専門的な第三者機関の指導とか、そういうセキュリティの管理というのか、そういうものはなされているのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○伊勢委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 まず、今回の条例改正案を提出させていただくに当たりましては、本市に個人情報保護審査会がございますので、そちらに対しまして条例改正案について諮問を行いまして、番号法を踏まえた適正な内容であるというような答申を受けた中でご提案をさせていただきます。

また、情報セキュリティの関係ですと、内部に情報セキュリティポリシーに基づいて電算管理組織を設置いたしまして、それぞれのシステムを管理しております管理者、またシステム運用者というような仕組みの中で適正、厳正な情報セキュリティ対応がなされているものというふうに判断してございます。

○伊勢委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。そういうことでされているということはありがとうございます。

それで、日本年金機構などによって国も相当検証して、このマイナンバー制につきましても

さまざまにどんどん前向きに進めるという状況ではないと思いますし、国の指導というものが今後いろいろな意味で出てくるとは思いますけれども、ぜひそれに沿って粛々と慎重に、またセキュリティ関係もやっていただきたいということをまずお願いしてこの件は終わります。

次に、33ページのステイ・ステーションの件なんですけれども、この件に関しましては前は漁業者の招致ということを中心にされてきているんですけれども、ここに漁業従事者の招致計画というか、そういうものがあるんですか。例えばことし27年は何人、28年は何人、29年は何人というふうな、そういう行程みたいなものがあるのかどうか、お聞きします。

○伊勢委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 今回の浦戸ステイ・ステーションの開設に伴いまして、漁業就業者の希望される方に対して一定の育成プログラムを提示してまいりたいというふうに考えてございます。その中で島民の方で漁業をやっていたら講師というか、先生としながら、今現在想定してございますのは一人親方というんでしょうか、お一人についていただきながら年間を通して漁業の基礎を、船の運転から学んでいただきながら、漁業権を取得できるような2年あるいは3年と言われておりますが、その中での習得をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

また、希望者につきましては、現段階で問い合わせ等もござります。その方たちの人数を想定いたしますと、各施設2人から3人のご利用はいただける状況があるのかなど。もう履歴書も既に預かっている方も中にはいらっしやいまして、当初段階ではその人数を確保できればというふうに考えております。

○伊勢委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 私、当初ステイ・ステーションは、私の記憶違いかもしれないんですけれども、こういう漁業者の従事者と、あと災害のためのいろいろな備品とか、そういう体制のためのステーションのあり方だと思ったんですけれども、この間の協議会からいろいろな意味で市民交流活動ということでいろいろな施設の活用ということでもありますけれども、そこでちょっとまず聞きますけれども、この多目的室、体育館、宿泊室、これはどのぐらいの人数で活用できるように考えておられるのか。

○伊勢委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 まず、各施設2階にございます宿泊室につきましては、6室ずつご

ございます。利用人数といたしましては各室3人を想定してございますので、最大で18名という利用を考えてございます。

また、1階の多目的室につきましては、これは教室1部屋分ということですので、30名、40名の会合等、集会等に使っていただける施設というふうに捉えているところでございます。

また、体育館は、今委員からお話ございましたように、今回は防災拠点施設になるようなというような整備を行っているところでございます。非常の際にはそこを避難場所として活用するという内容でございます。通常の場合には体育館ではイベント関係とか、そういうものをご利用をしていただければというふうに考えております。以上でございます。

○伊勢委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 私は漁業従事者ばかりでなく、この学校の浦戸一小、二小はもっともって浦戸の復興のために人口交流、あるいはまた浦戸の魅力をやはり内外に発信する大きな拠点ということとずっと願っておりまして、今回こういう交流活動をするということは一歩前進かなというふうには踏まえてはおりますけれども、もっともってここら辺の活用を、施設がこういうふうに使えますよ、使えますよというだけに終わらせないで、使えるようなやはり積極的な人口交流あるいはまた定住関係も含めた考え方を推進していくという考え方を持つべきだと思うんですけれども、その点に対する考え方をお聞きします。

○伊勢委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 施設の有効活用につきましては、今委員からお話ございましたように、さまざまな交流事業に活用してまいりたいというふうに考えてございます。今回管理運営を委託いたします復興応援隊制度を活用する中で、例えば農業・漁業体験を行うような研修プログラムですとか、あるいは食とか浦戸の自然を生かしたグリーンツーリズム、こういうような企画開発もあわせて業務を委託するという中で、さまざまバリエーションを持ちながらいろいろな事業を展開していきたいというふうに考えてございます。

また、島の皆さんと一体となって食の6次化というんでしょうか、浦戸の食をさらに皆さんに楽しんでいただけるような取り組みも、この浦戸ステイ・ステーションを核にして実施してまいりたいというふうに考えてございますので、より一層浦戸に親んでいただける施設として活用してまいりたいというふうに思っております。

○伊勢委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 この件に関してもう1点、5番の施設管理運営についてですけれども、復興応援隊

という方で、私もエस्पで5月下旬あたりだったか、この浦戸の魅力づくりの説明会を塩竈市で大学の、国連大学とか何とかという方々とか、いっぱい浦戸に青山学院大学も含めましていっぱいの応援隊が来ているんで、それらの人のためにも、この施設管理運営もあわせるかどうかは別として、そこら辺の部分も行政としてぜひ大事に、そしてバックアップできるところはしていただきたいということを要望してこの点は終わりたいと思います。

○伊勢委員長 小野委員。

○小野委員 では、私のほうからも確認の意味でちょっと質問させていただきます。主に資料No. 8のほうからですけれども、初めに27ページです。唯一本市のみが継続して行っているということですが、これ27年度も継続されるということですが、これはどの期間まで行おうというか、そういう目標的なもの、復興期間10年間、隔年で決めるんだと思うんですが、今の段階でどの辺を目指しているのか、その辺だけちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○伊勢委員長 小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長 ただいまいつまでやるのかといったご質問がありました。27年度、今年度につきましては震災復興交付税で全額補填されるといった内容が示されておりました。こちらの内容につきましては集中復興期間が27年度で終了いたしますので、減額補填の措置につきまして28年度以降、今現在わかっていない状況となっています。ですので、その内容を確認しながらやるのか、やらないのか、毎年判断していきたいというふうに考えております。

○伊勢委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今担当課長から若干説明させていただきましたが、国のほうでは例えば産業の復興でありますとか、被災を受けられた方々も一定程度復旧・復興が進んできているんじゃないかということで、27年度も本市は手を挙げさせていただきましたが、総務省のほうからはかなり厳しいお話をいただきました。我々の見通しとしては、今の状況を考えますとこの制度についても27年度が一定程度限界ではないのかなというふうなことを想定をいたしておるところでございます。以上でございます。

○伊勢委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。では、今後も復興の状況とか被災された方の状況とか、そういったものを見ながら状況判断をしていただきまして、そういった状況で続けたほうが良いという

ような状況とか、そういったところを見ていただいて判断をしていただきたいと思しますので、その点だけよろしくお願いを申し上げます。

それでは、続きまして同じ資料No.8の33ページです。この浦戸ステイ・ステーションの設置ということで今もお話ありましたけれども、1点だけ、施設の利用形態とか見るとわかりますけれども、これは入場料をとったり利益を上げるためのイベントを行うというのは、4の施設の利用形態を見るとないのかなということは判断はしておりますけれども、こういった部分があった場合の利用形態というのは考えなくてもいいということでの判断なんですか。そういったイベントは将来行わないという、そう見込んでいるのか、その点お話を聞いておきたいと思します。

○伊勢委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 イベントや、あるいはツーリズムをする際に利用料を……（「ほかの施設では利益を上げる部分は違う利用形態ですよ。利用料金の形態」の声あり）

○伊勢委員長 条例の規定以外の営業というか、そういうものの関係でどうなんですかという。（「それは行わない予定なんですか。それとも利用料金の中でそれを見ているんですか」の声あり）

○川村市民総務部政策課長 基本的な考え方といたしましては、その施設を利用して利益を上げるというイベント等々につきましては、一定基準を設けながら運用していきたいというふうに考えているところでございます。また、利益とは申しまして、例えば島の復興であったり活性化、あるいは島の方たちの収入面、そういったものに結びつくものにつきましては、事業内容を判断しながら積極的に活用していただくというのも1つのこの施設の目的というふうに考えてございますので、例えばツーリズムを行うに当たってもやはり参加料というものもございまして、そういう部分は施設目的に合致している内容ということで活用については考えてまいりたいというふうに思います。

○伊勢委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。とにかく浦戸の皆さんの喜びとなるような、そういったことで進めさせていただきたいと思します。よろしくお願いを申し上げます。

では、次ですけれども、50ページです。新斎場の建設に係る負担金ということでいろいろお話ありましたけれども、一応地域とは平成30年ということでの覚書というか、そういったことでお話しなさっていると思うんですけれども、30年までできるかできないかというか、多

少のあれはありますけれども、その辺どう見ているのかだけちょっとお聞かせいただきたい  
と思います。

○伊勢委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 現在、斎場建設、塩釜地区消防事務組合で所管をいたしております。私も管理者として籍を置きますので、そういった観点からちょっとご説明をさせていただければと思います。

もともと斎場移転については平成20年度というようなことで地元、袖野田町内会の皆様方にはご説明をさせていただいてまいりました。ただ、残念ながらなかなか環境が整わなかった。もう一つは東日本大震災という未曾有の大災害が発生したことによりまして、この期間内に残念ながら移転できなかったということについては、町内会の方々におわびをさせていただき、ぜひ引き続きご理解をいただきたいということで、平成30年度までに斎場移転をいたしますという確認書を締結をさせていただいております。

今回、27年度に新斎場建設の基本設計等を取り組みをさせていただきたいというふうな提案でございます。基本設計を踏まえまして引き続き利府町の関係する3町内会の皆様方に斎場建設の影響等についてご説明をさせていただき、できる限り27年度中にご理解をいただきながら、28年、29年、30年と3カ年をかけて実施設計あるいは施設の建設整備といったようなことに取り組みまして、お約束した期日内に何とか移転をさせていただきたいというのが今の基本的な考え方でございます。よろしくお願いたします。

○伊勢委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。よろしく取り組みのほう、お願い申し上げます。

それでは、続きまして60ページでお願いしたいんですけれども、議案第55号で、これは整備工事の一部変更です。これは一応屋根とか、そういったところが今回の変更になっていますけれども、これは当初は予算が合わなくてこういった部分が入っていなかったんですけども、進めてきて差金というか、そういったものができたのでこういった部分を追加してきちっときれいにしていくという、そういった解釈でよろしいのか、この点お聞きをいたします。

○伊勢委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えします。

まず最初に、予算の範囲内で最初にやらなかったという意味ではなくて、最初の段階ではこの部分は補修する必要はないであろうという判断のもとで入れていなかったというような

経緯でございます。

あと、差金という話がありました。請差等は当然生じておりまして、この事業は繰越事業でございます。繰り越し側のほうでも予算が確保されておりますことから、その予算の範囲内で後ほど出てきた補修箇所等について対応していくというのが今回の変更内容でございます。以上でございます。

○伊勢委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。こういったところもきれいに整備されれば、本当に完全にこれが皆さんも喜ばれるし、行った方もやはり気持ちが全然違ってくるのかなと思いますので、この辺もよろしく取り組みをお願いしたいと思っていました。

それで、最後に資料No.7の10ページの13節に委託料として410万円、樹木の剪定と伐採委託料ということであるんですが、これはお願いなんですけれども、管轄も所管もちょっと違って来る部分もありますのでお願いなんですけれども、これはいいんですけれども、この樹木とかの件で所有者、市のものじゃなくて所有者の方がいるとか、あとはこれは利府町の管轄だとかと、いろいろ塩竈市の状況であると思うんですけれども、こういったときはそういった方にきちっと連絡をしていただくというか、そういった連携の部分でしっかりとこの辺やっていたいただきたいなと思うんです。

皆さんそういったところで「いや、ここ、こうなんだってさ。ああなんだってさ」という、そういう市民の方の声が多くありますので、そういったところもきちっと連携をとりながら、きちっと安全・安心が図られるような、そういった塩竈市の取り組みをお願いをいたしまして私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○伊勢委員長 阿部委員。

○阿部委員 では、私から二、三、質問させていただきます。

資料番号8の33ページ、浦戸ステイ・ステーションの設置についてということで、先ほどから委員のほうからいろいろなご質問がありましたけれども、私のほうでもちょっと質問させていただきます。

大変思ったよりもこのステイ・ステーションは立派にでき上がるんじゃないかというような期待を今抱いております。その中で運営状況とか、いろいろなことがこれからなされるわけですけれども、これだけの施設を運営していく中で、先ほどお聞きしていましたが、漁業等の就労あるいは農業等の就労希望者の方の宿泊研修とか、あるいはツーリズムとか、地域の

コミュニティーの活動時における活用とか、そういったことはとてもいいことだと思います。

そして、地域の方たちの拠点になるような、そういった施設になってほしいという思いもありますが、年間を通じて漁業にしてみますと冬場、農業にしてみますと大体秋ごろまでということになりますけれども、この利用するある程度の確率とか、そういったものは試算していらっしゃいますでしょうか。お聞きいたします。

○伊勢委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 施設の年間を通しての利用ということでございますけれども、まず、漁業就業希望者の方々につきましては年間を通しての長期の宿泊研修というご利用が見込めるものというふうに思っております。また、今回ツアー関係ですとか、そういったものを今発掘を行ってございまして、例えば夏場のレジャーシーズンだけではなく、冬には浦戸の食を生かしたツアーであったり、あと春先には菜の花であったり自然であったり、そういうようなツアーを通年通して、食の提供も通年通してできるようなメニュー化を今復興応援隊の方々あるいは地元の方々含めて開発しようという試みを行ってございます。ここを拠点としながら、そういうツアー情報なども発信しながら、年間を通しての交流人口の拡大に結びつけていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○伊勢委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。建設費といいますが、大変高額になっておりますものから、やはりこれをしっかりと活用して地域に還元できればいいかなというふうに私は考えております。

それで、1つご提案なんですけれども、昔は夏休みになりますと臨海学校とか、いろいろありました。そういった子供たちの夏の教室、冬の教室、そういったことを県内外にPRいたしまして企画をしていただきたい。海を知らない子供、あるいは食の面です。冬場はカキとかノリとかのいろいろな産業の勉強とか、もう掘り起こせば島は宝庫です。夏は夏でお魚、地引き網をしたりとか、この教室を使って宿泊体験をすとか、もう恐らく切りがないほど出てくるんじゃないかと思うんです。

ただ、定期的にこの施設を使ったださる、そういった5年生であろうか、4年生でありましょうか、各学校に働きかけて塩竈に訪れてほしいと、そして学校のお勉強あるいは学習につきましましては役立てて、体験教室などそういったこともよろしいかと思いますが、どうぞご意見をお聞かせくださいませ。

○伊勢委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 今、阿部委員からお話ございました小学生等を対象とした体験学習面、これは非常に本市といたしましても重要なことというふうに捉えてございますので、どういったものをといるところもメニュー化しながら、できました際には県内学校等にもPR等を行いながら、いろいろな面で活用してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○伊勢委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。島という1つの大きな暮らしの中で町場の子供たちが体験したことのないことがたくさん体験できる場所として大変貴重な施設となるかというふうに思いますので、そういった方向づけでよろしくどうぞお進めいただきたいと思います。

それでは、もう一つだけお尋ねをしたいと思います。議案第53号の46ページ、資料番号8の資料でございます。コミュニティ助成事業についてちょっと1件だけお尋ねをしたいと思います。この中で地域防災組織育成ということで、この内容としまして自主防災組織が行う災害被害防止活動等に必要な防災資機材というものが出ておりますけれども、この防災資機材というのはどういうものなのか教えていただければありがたいと思います。

○伊勢委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 今回地域防災組織育成の分について2件出されております。1件については、芦畔町については防災倉庫、そういった部分を購入というふうな形になっております。あともう1件、杉の入小学校の少年消防クラブについてはトランシーバーをかうというふうな状況になっております。以上です。

○伊勢委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。先日の防災訓練、大変すばらしいものがありました。震災を通して私たちが体験、学んだことがたくさんあったように思います。

その中で、二中のほうの本部のほうでされました訓練の中で、ちょっと大勢の方たちに知らしめたいと思うような訓練もございました。というのは、ああいった私たちが初期の段階で1人では行動しないということが言われました。これは大切な一言だろうなと思えました。誰かを助けたいとか、行動しようと、必ず1人ではだめですよというお言葉をいただきまして……。

○伊勢委員長 予算との関係でご質疑していただければ。

○阿部委員　そうですか、申しわけありません。では、その辺で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○伊勢委員長　鎌田委員。

○鎌田委員　私のほうからも質問させていただきます。資料番号8を中心にお聞きしたいと思います。

まず、7ページの塩竈市個人情報保護条例についてですが、話を聞いてわかるわけですが、今回は法人の関連の個人が法人の役員であればその情報もここに加わるということですが、国からのあれなんでしょうけれども、こういうふうになってきた背景がわかれば教えていただきたいと思います。私、ちょっと勉強不足なので、お願いいたします。

○伊勢委員長　川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長　今回のマイナンバーも含めた制度化が図られた背景というご質問で……（「いや、これが加わってきた背景はどうなのかということ。役員情報」の声あり）申しわけございません。今回役員情報、あと事業主情報ということで、個人番号がその方たちにも、今までは個人番号を振られない形で役員情報とか事業主情報というものがあつたんですが、番号法が導入されますとそういう今まで例えば会社の役員の方のお名前のところにその方の個人番号が付されてくるという形になってまいります。そうなった場合には番号法に基づいて個人情報の保護の枠組みに加えていくという改正が必要になってまいりますので、今回そのような対応をとったという内容でございます。以上でございます。

○伊勢委員長　鎌田委員。

○鎌田委員　聞いていてよくわからないんですけども、そうするとわからないんですね、多分。では、わかりました。次に移りたいと思います。

今度は27ページです。市税の減免についてお伺いしたいと思います。塩竈市だけが継続しているという話でしたが、他市町村の簡単な状況をちょっとお知らせいただきたいなど。どういう状況であるのか。

○伊勢委員長　小林税務課長。

○小林市民総務部税務課長　では、私のほうから他市の状況ということでご説明させていただきます。先ほど資料番号8の27ページのほうでそれぞれ税目別にご説明させていただきましたが、例えばこちらの表でいいますと27年度の条例減免、こちらにつきましてはほかの市町村につきましては平成23年度を実施していたと。ただ、24年度以降につきましては実施してい

ないところがほとんどであったという部分で、その制度をそのまま継続して実施しているのは塩竈市だけ実施しているといった内容です。

また、こちらの表の減収額のうち、法人市民税につきましては雑損控除ですので、これは制度の中でやっていますので、こちらのほうは他市の中でもある部分ある市町村があるかなと思うんですけども、こちらの下の部分、固定資産税、都市計画税の減収分につきましては課税免除制度がこれまでありまして、宮城県内でいうと13市町村の沿岸部につきましてはこれまで、まず範囲を一番最初津波区域を設定して課税免除を23年度行っておりましたが、被災状況、あとは復興状況を勘案しまして区域をどんどん狭めてやっております。本市におきましても23年度、24年度につきましては、先ほど示したこの区域につきまして全額課税免除を行って行りましたが、その後、復興状況とかを加味しながら2分の1減免といった制度を取り入れて行っております。

ほかの市は今回、先ほど説明したとおり制度としてはもう課税免除につきましてはなくなりましたので、ほかの市におきましても状況としては区域を狭めて、どんどん縮小しながらやっていっているといった状況となっています。以上です。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

今度は33ページの浦戸ステイ・ステーションについてお伺いしたいと思います。この予算書では7番ですか、予算をとってありましたよね。これは使用料の予算がどこかに入っていましたよね。あれはどういった数値で、概略、先ほどの説明で3ないし4名はもう漁業従事者である程度目星がついた人がいるんだということでしたが、どういう想定といたしますか、算定の根拠が、例えば先ほどの漁業従事者が何名、それから一般のコミュニティー関係で、先ほど阿部委員も質問して行いましたが、こういった市民の学校関係者がどのぐらいとか、どういう予想をしてこの収入を見ているのか、使用料を、その辺ちょっと概略お伺いしたいと思います。

○伊勢委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 今回歳入で計上いたしました浦戸ステイ・ステーションの使用料でございますが、算定の根拠といたしましたのが2つの利用形態で算定いたしました。1つは長期滞在型、いわゆる漁業等の就業希望者の方が利用する人数を3人、3人の方が各施設、桂島、寒風沢で利用なされるという形での金額を計上した内容、あと、短期宿泊ということ

で、これは月2回程度短期宿泊の方がご利用される計算で金額を計上したもの、あと、貸し館につきましては、これは想定の中ではございますが、月1回各施設とも有料の貸し館事業が行われるというような試算の中で、合計で102万9,000円計上させていただいた内容となっております。以上でございます。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 どうもありがとうございます。

それから、11月から使用ということは、ここのスケジュールを見ますと宿泊研修募集開始、それから施設内覧どうのこうのと書いてありますが、9月ぐらいからはもう申し込みがこれを見ますとできるということの解釈でよろしいのでしょうか。

○伊勢委員長 川村政策課長。

○川村市民総務部政策課長 9月から募集できるように枠組みを整えてまいりたいというふうに考えてございます。今後、島民の方々と協議させていただきたいと思っております。以上でございます。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 よろしく申し上げます。

それから、最後に2点は、64ページになりますけれども、この雨水幹線、それから汚水枝線の築造工事についてですけれども、ちょっとこの図はよくわからないんですが、枝線の部分、左側じゃなくて右側の枝線です。ぐるりと回っているんですけれども、このメインの幹線といますか、中央の通りといますか、ここには戻ってくる形なんですけど、直接コの字がつながるような、そういう形とは違うのかなという、これはどういう構造なのかな、高さがどういうふうになっているのかなという、汚水関係の。（「雨水」の声あり）いや、この枝線のこの部分のつなぎ方が問題はないのかなという。この高さの関係とか。そこをちょっと心配しているんですが。

○伊勢委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 具体的な工事の中身ですので、復興推進課のほうからご説明いたします。

右の方のこの汚水枝線、コの字でくるっとなっていてはございますけれども、この新浜町杉の下線に汚水の幹線が入っております。これに向かって下流に向かって流れるような形で設計しているという状況でございますので、ご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、自然に流れる勾配がついていて、メインの配管にちゃんと行くようになっているということですね。私の考え方であれば両方つないであって、どちらでも行けるような構造がベターなのかなと思ったりしたので、そういう質問をさせていただきました。

では、次の最後の66ページ、この地盤改良がかかれていますけれども、具体的にあの場所をどういった地盤改良するのかという。よく何かある程度円形で掘り込んで砂利を入れるとか、あとは水ガラスで固めるとか、いろいろな工法があろうかと思うんですが、どういう工法をこのエリアで考えているのか、その地盤改良の部分、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○伊勢委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 これも具体的な内容ですので、復興推進課のほうからご説明いたします。

この地盤改良なんですけれども、ペーパードレーン工法という工法を使いまして、これはちょっと8,500本ほどの穴を開けて、下にずっと管を通しまして、ペーパーみたいな紙を通して水を吸い上げて地盤改良を行うという工法でございます。その水が抜けましたら盛り土を4,400平米ほど、大体1メートルから1メートル50ぐらい盛り土をして、そこに改良をするという工法を今予定している状況でございます。いろいろ地盤改良のほうはあるんですけれども、これが今回ここがベストではないかということで今考えている状況でございます。

○伊勢委員長 荒井震災復興推進局長。

○荒井震災復興推進局長 ちょっと補足させていただきます。今お話ししましたようにドレーン工法という形なんですけど、ペーパーではなくて、今回はプラスチック製のそういったボードを約22メートルほど地下に埋め込みます。それに水を吸収させて外に吐き出すというのがまず大きな1つの特徴であります。それが通常ですと1メートルピッチ間隔を、今回80センチに縮めまして、合計数が8,560本、それで水を吸い上げると。

さらに、そのほかにプレロード工法といいまして、盛り土を加えて、厚さが大体55センチの盛り土を加えて、さらに圧力で、圧密沈下をもって水を吐き出すというふうな工法を取り入れてまして、通常ですと大体20年ぐらいかかるような、そういった地盤の改良を大体半年程度で一気にこれを安定されるというふうな工法を用いるものです。以上です。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。大変勉強になりました。毛細現象を利用して水を吸い上げると。そして、なおかつ吸い上げ効果を上げるために水を吐き出させるように重りもかけるという、わかりました。

それで、問題はここに吸い取るのはいいんですけども、入ってこないようにするためにはある程度このエリアを海水やら何やらが浸透してこないように矢板とか打たないといけないというふうに思うんですが、もちろんそういった浸入防止の工事も加えて行うわけですよね。

○伊勢委員長 鈴木復興推進課長。

○鈴木震災復興推進局次長兼復興推進課長 この北浜区画整理につきましては、ここで排水区を完結する形にいたしまして、右のほうの海のほうは県のほうで護岸工事をやっております、ここに矢板を打って海からの水は来ないと。雨水につきましてもここの中で全て排水を海のほうに持っていくという形で計画しておりますので、あとは計画的には排水についても大丈夫だというような状況で今考えておりました。

○伊勢委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 せっかく水を排水して、またスポンジのように吸って軟弱になるのでは困るので、そういうことであれば問題ないということで、どうもありがとうございました。

○伊勢委員長 曾我委員。

○曾我委員 一般会計の補正予算にかかわってお伺いしたいと思います。

1つはコミュニティ助成事業に関してなんですが、今回このコミュニティ助成……。

○伊勢委員長 資料番号。

○曾我委員 資料No.8の46ページです。野田第一町内会、大変町内会の方々、喜んでおりました。それで、今回は2,247万6,000円、総事業費がかかって、交付決定額が1,220万円だと。それで、そういうことで宝くじということでやられているんだと思いますが、考え方としてこのあと半分は地元町内会が負担するということになるわけですが、最近高齢化も進んでおりますし、バリアフリー化とか、なかなか新しいアパートが周りに建っても、その人たちが町内会費をなかなか払ってもらえないとかと、町内会、自治会の運営がもう大変厳しくなっているというのがどこでもそういう声が聞かれますけれども、塩竈市の集会所施設への補助金という制度があるわけですが、コミュニティセンターを活用すると塩竈市の集会所助成というのはあわせて使えるのか使えなかったのか、その辺ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○伊勢委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 今あわせてどこにでも例えば市の補助金も使えないのかというふうなご質問かと思うんですが、原則的にコミュニティセンターについては5分の3までの補助金と。5分の2はもともと資金をお持ちの町内会のほうということもありますので、その資金については基本的に町内会負担というふうな形になっております。以上です。

○伊勢委員長 曾我委員。

○曾我委員 ということは、あわせては使えないということになるということなんですね。コミュニティセンターのこの助成事業を活用できる町内会が全てでもあればいいんですが、資材高騰もありますし、バリアフリー化だとか、量を変えて椅子にしてくれとか、いろいろなことが出ていますので、それらもよくつかんで今後に生かしていただきたいということを申し上げておきます。

もう一つは、予算書の資料No.7の10ページですが、市所有地の保全事業ということで3,400万円の予算が計上されました。それで、これ具体的に場所がわかれば教えてほしいのと、こういった保全事業は毎年のようにやられているのか、今回特別なのか、その辺についてお伺いします。

○伊勢委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えします。まず、現状で財政課として考えておりますのが、先ほども説明の中で申しましたとおり、台風シーズンですとか、そういった時期にまで何とか対応しなければいけない部分として上げております。1つが市有財産、普通財産でございますけれども、花立町の地内にございます市有財産の擁壁部分、これが大分ひびが入っておりまして、それがもう雨のたびに広がっていくようなイメージでございます。これは実は26年度でも一旦予算化してやろうと思ったんですけれども、どうもその工事が不調に終わってしまったりとか、もしくは設計等のおくれ等によりまして執行することができなかったという経緯がございます。それで、今回改めて、そのときは当初予算に間に合わなかったものですから、改めて今回補正をするというものでございます。

あと、大きなところでは泉沢町にやはり普通財産の大きな1筆地がございます。この1筆地の南北側といいますか、北西側か、ちょっと恐縮でございますけれども、崖の崩落が進んでおります。それが今回、崩落の緊急対策の地区ということで認められまして、有利な地方債を充当することが見込まれます。今回歳入として990万円の地方債とあわせて、これも執行していくというものでございます。もちろん今後工法等についても協議しながら、なるべく安

価に、かつ安全を確保してという形で進めていきたいと考えております。

あと、先ほどの質問の中でもちょっと出ましたけれども、樹木の剪定等についても今回組ませていただきました。これは去年、おととしだったかと思えますけれども、泉沢地区にやはり長細い丘陵の普通財産がございまして、その杉の木が50本ほど立っております。これが強風等にあおられて枝が折れて隣接の車の上に落ちて、それで補償費用を払ったという経緯もございまして。こういったことから、民地に対して、民家もしくは人命にかかわる部分もございまして、危険な樹木部分に関しては本数を選定した上で伐採するような対応をとっていきなというふうに考えております。

あと、そのつど危険箇所等について今後も恐らく出てくる可能性もあります。そういったものに対しても適宜緊急性の順位づけをしながら、財政課としても対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○伊勢委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 私、3分くらいで質問します。54ページの防潮堤の埋蔵文化財……。

○伊勢委員長 番号。

○佐藤委員 資料番号8番です。それで、これはこの間の協議会でも非常に塩竈市のまた新しい魅力にもなるのかなと思っているんですけども、ここの55ページの場所まで道路は行けるようになっているのか、全く行けないのか、そこの点だけ1点だけ、まずお聞きします。

○伊勢委員長 本田生涯学習課長。

○本田教育部生涯学習課長 現在のところは陸側からはなかなか行けない状態になってございます。

○伊勢委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 わかりました。

次、46ページ、コミュニティーの件なんですけれども、助成団体が申請者11件、交付決定が6件なんですけれども、この11件から6件に、全部ならなかったというのはいろいろな資料というか、帳簿というんですか、そういうものが不備だったのか、あるいはまた、塩竈市としてコミュニティーの助成というのはもうこれ以上はだめですという内容なのか、この2点についてお伺いします。

○伊勢委員長 伊藤市民安全課長。

○伊藤市民総務部市民安全課長 今の11件中6件しか採択されなかったというふうな部分なんで

すが、やはり宝くじの事業収入の中での財源というのは決まっております、どうしても市レベルになると3カ所ないし4カ所というふうなものがある程度枠組みとして決まっております。そういった形で、内容的な部分については不備ということは一切ございませんので、よろしくお願いたします。

○伊勢委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 最後に50ページの新斎場の建設に関してですけれども、この件につきまして2番の住民代表懇談会の設置、そして建設の調査業務というふうになってはいますけれども、まずこれまで住民代表に対する説明というのはどのぐらいされ、今後住民代表懇談会でもって代表者に対して説明して理解した上で新斎場建設調査業務というものがスタートするという段取りなのか、この点まず1点お聞きします。

○伊勢委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 住民代表懇談会というのは今回初めてです。今までは須賀、赤沼、浜田というそれぞれの町内会に対しまして都合七度ぐらい説明会をさせていただきました。一定程度のご理解はいただいたということで、今後はそれぞれの町内会の代表者の方々と行政側で意見交換をさせていただきたいということで、つい先日第1回目を開催をさせていただきました。その際、出席いただいた方々からもお話をいただいておりますのは、懇談会の席で斎場建設を了解しますということにはなりませんよと、懇談会でさまざまな意見交換をさせていただいた後に、それぞれの町内会にまたフィードバックした上で、そちらのほうで町内会という単位で理解をさせていただいた上で本格的な建設に入っていくというふうなことについては確認をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○伊勢委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 この新斎場というのは我々市民生活にとっても非常に身近な、もう直結する問題なんでありまして、市長からは全員協議会でも説明を受けまして、また、今回こういうふう負担金の部分もありますけれども、出されておりますけれども、今後もこれからの建設の総額の問題とか、あるいはまた立地の場所、あるいはまた広域行政における国からの負担とか、いろいろ今後説明をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。お願いします。

○伊勢委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 前段ご報告させていただいておりますが、この案件については消防事務組合であります。消防事務組合議会というものがありますので、我々まずは消防事務組合議会のほうに

お諮りをして、ご了承いただいた案件についてはそれぞれの市町議会にもしっかりとご報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○伊勢委員長 ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

では、暫時休憩といたします。

午後0時04分 休憩

---

午後0時05分 再開

○伊勢委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、これにて質疑は終了いたします。

続いて討論を行います。討論の通告がありませんので討論を終結をいたします。

採決をいたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第48号について採決をいたします。

議案第48号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○伊勢委員長 挙手多数であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号、第50号、第52号、第53号、第55号ないし第58号について採決をいたします。

議案第49号、第50号、第52号、第53号、第55号ないし第58号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○伊勢委員長 挙手全員であります。よって、議案第49号、第50号、第52号、第53号、第55号ないし第58号は原案のとおり可決されました。

それでは、暫時休憩といたします。

午後0時07分 休憩

---

午後0時10分 再開

○伊勢委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員提出議案第7号を議題といたします。

議員提出議案提出者より説明を求めます。菊地 進議員。

○菊地議員 総務教育常任委員会の皆様には、早朝よりご審議、大変お疲れさまでございます。

ただいま議題に供されました議員提出議案第7号について、提出者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

去る6月12日の本会議場において提案理由を説明いたしましたが、その内容を補足する形でご説明申し上げます。

議員提出議案第7号塩竈市証人等の実費弁償に関する条例につきましては、第1条の記載のとおり、地方自治法第207条の規定により議会が出頭を求めた証人、参考人及び公聴会に参加した者等に支給する費用弁償に関して必要な事項を定め、その支給内容、金額、支給方法を条例で定めるものとなっております。

第2条では費用弁償の具体的な内容を定め、第3条では証人等には日当として1日につき5,000円を支給するものとしております。これは特別職の職員の給与に関する条例第4条別表のうち、各種委員の報酬出席1日につき5,000円と定めていることに準じております。

第4条では支給方法については一般職の職員の例によるものとし、また、第5条では本市から議員報酬または給料を受ける職にある者は適用除外とする旨を規定しております。

市議会では、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況に係る4件の調査事項について証人喚問を行いながら調査を進めておりますことから、平成27年4月1日に遡及適用し、証人等の実費を弁償するため、議員各位のご協力のもと、この条例案が取りまとめられたものであります。

皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○伊勢委員長 ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。（「なし」の声あり）

それでは、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

議員提出議案第7号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○伊勢委員長 挙手全員であります。よって、議員提出議案第7号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

午後0時14分 休憩

---

午後0時19分 再開

○伊勢委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第4号「集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないこと」を求める請願を議題といたします。

これより質疑を行います。

各委員のご発言をお願いいたします。曾我委員。

○曾我委員 これは請願文書を見てもわかるとおり、平成26年の、去年の11月28日に提出されて、今日まで総教では継続審査をしまいいりました。私自身は即刻これを採択して国に意見を上げるべきだというふうに言っただけです。閣議決定をされたことが今国会で審議なっておりますけれども、いずれも憲法違反であること、自衛隊そのものがもう戦闘地域に行って武器を持って海外の裏まで行って戦争する、そういう国になるということ。

この間も憲法の問題について早稲田大学の教授とか慶應大学の教授もいろいろ議論していましたが、いずれも違憲であるというふうに言いました。今、国民世論は80%を超えるところが今すぐ決めるべきではないというふうな声を上げております。こうした世論に応じて議会はしっかり市民の声、国民の声を聞いて、そういう請願をきちんと受けて塩竈市議会としても国に意見を上げるべきだというふうに考えておりますので、ぜひ今回は採択していただきますよう強く求めて終わります。

○伊勢委員長 そのほかございませんか。小野委員。

○小野委員 この件に関しては11月に提出されて今日まできておりますけれども、今回の件といましてはきちっと私自身は憲法の枠を越えていないし、日本が戦争を引き起こすということもないということだと思います。また、きちんと今回の条文の中に新3要件というものも組み込まれておりますし、または自衛隊の海外派遣の3原則といったものもきちっと掲げられております。

ですので、きちっと今回は憲法上では国を防衛するための部分での武力行使というものも許

されているというところもございまして、今回はその限界を決めたというのが私は今回のこの憲法に関するところだと思っております。きちっと他国を防衛するためだけの武力を使うという、そういうためだけを意味する集団的自衛権というのは、それはできないということできちっと言っておりますので、その件だけ私は申し上げておきたい。私も日本が戦争となるような、そういったことは反対でございます。以上でございます。

○伊勢委員長 そのほかございますか。阿部委員。

○阿部委員 昨年度からこの件につきましては意見を申し上げてきました。今、我が国がどうしてこの集団的自衛権の行使を認めるか、憲法解釈の変更が必要なのかと。これは本当に日本を取り巻く安全保障というものが非常に様変わりして、厳しい状況にあります。独立国家としては我が国民、我が国を守るのは自分たちの手で守らなければならないというところに来ているということは、国民誰しもがわかっていると思います。

尖閣におきましても毎日のように中国の船が来ている、あるいは沖縄の南のほうでもいろいろな問題がある。本当に日本の国だけではなくて、それぞれ自分たちの国は自分で守るという大きな安全保障の問題が出てきております。

日本の安全保障の環境が劇的な変化にどう適切に迅速に対応するのか。ただただこういった解釈はだめですよと、あるいは戦争する国になる、それはあり得ません。戦争は誰でも国民100%戦争をしたい人などございませぬ。ただ、自分たちの身は自分たちで守らなければならない。名前を挙げますとあれですけども、北朝鮮にしてもみんな核を持って、テポドンが飛んでくるともう日本の国も射程の中に入っていると。大きく報じられておりませぬけれども、1つには金華山沖にも1つ落ちたという話も陰で聞いております。そういったときに、いろいろなこういうことで自分たちを守る。

そして、外国派遣ですけども、これは絶対的な武力行使の3要件としてきちっと国が出しております。絶対に安易に出すことは、発動することはできない。我が国が存立が脅かされる、あるいは我が国民が危険な目に遭う、それを救わなければならない、そういったときの歯どめはたくさんついておりますので、ある程度今国会でも議論しております。その議論の展開をもう少し見させていただきたいと思っております。以上です。

○伊勢委員長 そのほかございますか。曾我委員。

○曾我委員 3要件というのは、阿部さん、持っていますか。3要件と言っているのは、我が国と密接に関係ある他国が武力攻撃されることにより我が国の存立が脅かされると。日本が攻

撃されるのではないんですよ。3要件の中に書いていますでしょう。我が国が直接攻撃されれば自衛権というものが発動できるんです。集団的自衛権と言っているのは何かというと、日本が直接攻撃されるのではなくて、ほかの国と集団で行くことなんです。それは今憲法上では許されないと。今までの歴代政権が言ってきたんですから。

だから、今情勢が変わっていると言うけれども、そういうときもすぐ、例えば尖閣諸島のことをこの間も言ったから言いたいと思うんだけど、そういうときはちゃんと自衛隊とか警察とか行ってきちんと守ればいいんですよ。だから、すぐ行って、武器を使って攻撃するのかと。そういうことを言っているんじゃないんですよ。集団的自衛権と安倍首相が言っているのは、ほかの密接な関係の国が危ないときに行って一緒に後方支援だのやるんだということを行っているんです。

だから、阿部さんの文章の読み方が非常に、安倍首相の答弁もそうなんだけれども、ねじ曲げた議論ですよ。ちゃんと3要件を見てください。そして、誰がそれを発動するかというと、時の政権が発動してしまうんですよ。そうなったらまさに国民の憲法ないがしろで、どんどん行くことになるのではないですか。

○伊勢委員長 阿部委員。

○阿部委員 意見それぞれ思うところがあって今お話しをしているんです。ねじ曲げるとか、そういうことはちょっとどうかしらというふうな感じはします。

では、日本の国民である方たちがいろいろな活動をして海外に今出向いております。その中でイスラム国の攻撃を受けて後藤さんが亡くなれたと。あのときに日本は自分たちで助けに行くことはできなかった。そこに攻撃されている国でありましたけれども、どうか日本人を助けてくださいということで向こうの国にお願いしましたけれども、それは及ばなかった。

どこの国でも我が国民を守るということは大切なことです。どうしても相手の国が戦争しているところに行って一緒に戦争しますというふうなことはどこにも書いておりません。そういった国民あるいは日本の存続に危ういというときにはということで、一応のきちっとした明確なものが出されております。我が国の存立を危うくし、全うし、国民を守るために他に適当な手段がない場合のそういった行使ということになるというふうなことも書いてあります。確かに最低限という、必要最小限度の実力ということも書いております。きちっと歯どめはつけているはずですよ。

一体私たち国民は誰が守るのでしょうか。それから、国土は誰が守るのでしょうか。正直申し上げて、この辺で少し見直しをさせていただかないと、全然丸腰で、私の主人は海上保安庁ですけれども、尖閣のほうで前々から撃ってこられて、そして逃げなければならないというふうな、命からがらというか、船が全部砲弾の跡で見事に穴があいている状況も公開されたはずでございます。そういった危険な状況の中で本当に国を守るということは大変なことです。言葉だけでお話をしているということで甘いことではなくなってきております。

そういったことで、今回国会で論議されておりますけれども、大いに議論を尽くしていただきたい、そういうふうに思います。以上です。

○伊勢委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 これは小野委員が言ったとおり昨年からずっと審議されているわけですけれども、私はずっとやはりこの問題は国が国民に説明するということが非常に大事であります。それで、今国会で集団的自衛権の問題を含めて安全保障法の問題が議論されております。何といってもやはり日本国民の安心・安全というものがどうあるべきかということが政治の中心的課題でありまして、この間憲法学者が違憲だということは1つの私は真摯に受けとめることは受けとめなければいけないけれども、やはり政治というのは生きた人間、国民をどう守るかということで、これをどう危機管理を、常々平和の中からさらに危機管理というものをつくっていかなければいけないということが私は政治の宿命だし、大事な仕事だと思っております。

この間テレビで見ましたら、国会議員のある党首が何で急がなければならないんですかという質問を聞いたには、私はある意味では非常に驚きました。何のために国会議員をして、何のために世界情勢、中国、外交、防衛、いろいろなものを何のために勉強しているのかと私は唖然としましたけれども、私は国民が本当に今議論されていることをやはり聞きながら、一つ一つ理解を深めていくということが非常に大事だと思っております。

そういう意味におきましては、今回この出されたものは1つのそういう要望はありますけれども、しかし、私は国会の議論、各政党の意見、考え方を十分含みながら、議会としてもこの問題に対応すべきだなというふうに思っております。以上です。

○伊勢委員長 曾我委員。

○曾我委員 誰が守る、誰が国民の命や暮らしを守るとかと言っているんだけれども、それはやはり国民の暮らし、安全を守るのは政府ですよ。それがきちんと、そこは政府は守らなけれ

ばならないというふうに思います。

ただ、日本国憲法では戦争の放棄というふうに入っているんです。戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認。これは憲法9条です。これがあるのに、これと全く逆なことを進めるのであれば、それならそういう今情勢じゃないというのであれば、きちんと憲法を議論すべきだと。何回も言うけれども、憲法を議論して変えるのであれば国会での取り組みと、それから国民の投票を問うて変えていけばいいんですから。今、現に憲法9条のもとでは今までの歴代政権も集団的自衛権行使はできないんだと、武力を持つことはできないんだと言ってきたわけですから。それが何か頭に安全がつけば何でも海外に自衛隊が行けると。こういうふうなことではないんですよ。

だから、その辺のところを、阿部さんは憲法そのものをどういうふうにすればいいと思っているんですか。この憲法があるんですよ。これをなし崩しに勝手にできるんですか、今の政権が。

○伊勢委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 戦争放棄ということは戦争をしませんということでありまして、今の日本が戦争しますという安全保障法をやっているわけじゃなく、そういう今の環境の中で、国際情勢の中で、まず自衛をするというのは当然認められておりますし、国際法上では集団安全という関係も認められているという説もありますから、一国だけではなかなか自国で国民を守れないという、こういう厳しい環境をどう安定した緊張のない平和な国家をつくるために一つ一つ時代とともに積み上げてきたというふうに思っております。

○伊勢委員長 小野委員。

○小野委員 今回の法案はあくまでもやはり日本国の憲法を中心にして、そういった集団安全保障もやはり憲法にある部分はやってもいいけれども、憲法を捨てて国際的な流れに追従していくというのはしてはならないという、そういうことをきちっと決めたいのではないのかなと私自身は思っておりますし、また、全ての法が専守防衛以上のことはしないという憲法9条の精神が貫かれているのではないのかなと私自身思っております。本当にこれは憲法の理念を堅持したということが私は全てでないかなということを感じておるところでございます。

○伊勢委員長 曾我委員。

○曾我委員 だから、憲法のもとでなんです。ところが、今回の国際平和支援法というふうなものは何かというと、派兵恒久法というふうになっているんです。しかも、地域規模でいつ

でも、どこでも戦闘地域で米軍と一緒に活動すると。だから、国内を守るということではないんです。全然。今の憲法のもとではそういうことはできないというふうになっているのに、国際平和支援法というのは派兵恒久法となって、アメリカと一緒にあって日本の自衛隊が戦闘地域まで行くということが今回の論戦の中で認めざるを得なかったわけですから。だから、小野さんが言うように憲法のもとでだというふうに思いたいんでしょうけれども、実際にやられているのはそうじゃないんだということなんです。

自衛隊法の改正の中にも結局米軍と一緒に武器を持って邦人救出のために武器を持って行くんだよと。だけれども、今の憲法のもとではそれは許されていないんですから。何とかかんとかと今までやったのは、後方支援で水を供給するんだと、戦闘地域じゃないんだなんて言っていたんだけど、今度の安倍首相の中は戦闘地域に行くということなんですから。実際にこの間自衛隊は行ったんだけど、そういうことなんですよ、法律を見たら。

○伊勢委員長 質疑しているさなかは意見を聞いてください。小野委員。

○小野委員 そのために今回新3要件とか、あと自衛隊海外派遣3原則とかというものがきちっと法案の中に組み込まれたということでございまして、また、ほかの国で戦争をしているところに日本が危険が及ぼされない、または日本国民に被害をこうむらないというときに、わざわざそこに行って加わるということではないので、そういったことはあり得ないというか、ないというか、そういったところをきちっと組み込んで決めたのが新3要件であり、または自衛隊の海外派遣の3原則であると私は理解をしております。

○伊勢委員長 曾我委員。

○曾我委員 だけれども、そのこともいろいろ想定してやっているんだけど、結局首相が答弁に詰まったじゃないですか。世界各国の中で自分の国が攻められてもいないのに他国の攻撃されたからって自分の国の存立が危ういって出かけていく国の兵隊がいるかと。そういうものは例はあるのかと聞いたら、安倍首相は答えられなかったですよ。だけれども、今のやっている安全保障なるもの、あと自衛隊の活動なるものはまさに憲法違反のものだから、学者も全国民もこれは問題だと。8割の人たちが反対しているんですからね。そういうことをやはりきちんと見ていかないと、結局今自衛隊さんはこの大震災で私たちの本当に家族やいろいろなことを救ってくれました。こういうことで頑張って自衛隊に何とか国民のためになろうと入った人たちが、実は今度は人殺しになると。その先頭に立っていかなければならないんだという。こういう若者を戦場に送ることなんていうのは絶対やってならないと私は思

います。

○伊勢委員長 小野委員。

○小野委員 何回も言っていますけれども、日本または国民にそういった危険が及ばないのに自衛隊を派遣するとか、そういった戦争のところに行くとか、そういったことはできないというか、ないということを言っているわけですから、それ以上のことは、先ほどからも何回も言っていますので、ないということで私は申し上げたいと思います。

○伊勢委員長 曾我委員。

○曾我委員 では、小野さん、PKO活動なんていうのはどんなふうに捉えているんですか。国はそのことを入れているんですよ。PKO活動というのは日本国内で必要な活動ですか。

○伊勢委員長 小野委員。

○小野委員 やはりPKOはPKOできちっとした原則のもと、やられていますので、その辺はしっかり私も今回の法案に対してはしっかりとした歯どめのかかった法案だと理解しております。

○伊勢委員長 そのほかございますか。（「なし」の声あり）

それでは、暫時休憩いたします。

午後0時41分 休憩

---

午後0時43分 再開

○伊勢委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

請願第4号は、採択とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○伊勢委員長 挙手少数であります。よって、請願第4号は不採択とすることに決しました。

以上で本委員会を閉会いたします。

長いこと、ご苦労さまでした。

午後0時44分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員会委員長 伊 勢 由 典